

税制ワーキンググループ設置要綱

令和元年6月12日
文化庁次長決定
一部改正 令和2年1月21日

1. 目的

「文化経済戦略（平成29年12月27日）」において掲げられた「文化経済活動が自律的・継続的に発展する好循環」（文化と経済の好循環）を実現するために設置された、文化・芸術界、経済界、関係省庁の3者が対話する場である「文産官連携会議」の下に、芸術文化の振興に資するための税制優遇措置の方策等を検討するため、「税制ワーキンググループ」を設置する。

2. 構成

- (1) 税制ワーキンググループには、有識者等から、文化庁次長が委嘱した者（以下「委員」という。）により構成する。
- (2) 税制ワーキンググループには、座長を置く。
- (3) 税制ワーキンググループは必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

3. 任期

税制ワーキンググループ委員の任期は、原則として、委嘱した年度内とする。

4. 税制ワーキンググループの庶務

税制ワーキンググループの運営に関する庶務は、文化庁文化経済・国際課において処理する。